

指定管理者制度

- 民間活用の現状と課題

青木頼幸
text by Aoki Yoriyuki

みずほ情報総研株式会社都市・地域研究室 主事研究員

平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)が施行され、いわゆる指定管理者制度がスタートした。法施行から1年半が経過した現在までのところ、制度導入に向けた自治体の動きは鈍く、本年4月以降に制度導入に向けた動きが本格化するものと考えられる。

制度導入に当たっては、公正かつ透明な指定管理者の選定および選定過程に関する情報公開が求められるとともに、外郭団体の雇用問題、事業継続性への配慮、個人情報保護に対する取り組みが課題となっている。

民間ノウハウの活用に向けた法改正

指定管理者制度は、民間活用の流れを受けて創設された制度であり、法改正には「民間ノウハウの活用」という観点の色濃く反映されている。法改正の主な点を整理すると、大きく三つの点で改正

が行われている。

一つは、「対象の拡大」である。従来は、公の施設の管理受託者は法によって制限されていたのに対し、法改正によってこの制限が撤廃された。これにより、これまで公の施設の管理受託が認められていなかった民間企業にもその門戸が開放された。二つ目は「権限の拡大」である。指定管理者制度は、「指定」という行政処分により公の施設の管理権限を管理者に委任するものとなっている。

そのため、自治体と管理者の関係は管理代行となり、条例で定められた管理の基準や業務の範囲内において、公の施設の管理権限を指定管理者が有することになる。これによって、指定管理者は公の施設の使用許可を行えるようになるなど、現場の実態に合った管理が可能になった。三つ目は「公共性を担保するための仕組みの整備」である。民間活用を行う前提として、公の施設の設置目的に沿った適正な管理が担保されるように、管理の基準や業務の範囲など条

例で定めるべき事項が規定されている。

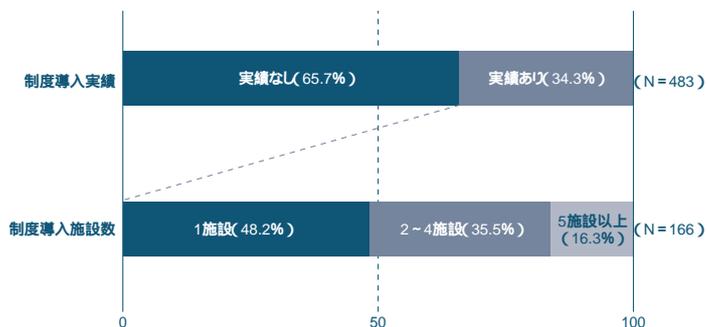
自治体の取り組みと意識

このように指定管理者制度は民間活用を強く意識したものとなっているが、実際はどうなっているのか。指定管理者制度のスタートから1年を経過した平成16年9月時点でみずほ情報総研が実施した「指定管理者制度の導入に関するアンケート」¹ 調査結果を見ると、指定管理者制度を導入した実績のある自治体は回答者の34.3%(166自治体)にとどまっている(右頁・資料1参照)。この数字には法施行後に新たに設置された公の施設における指定も含んでいることから、既存の公の施設への導入実績は、さらに低いものと考えられる。さらに、導入実績のある自治体においても、約半数は1施設に導入したのみであり、4施設以下という回答が全体の8割以上を占めている。

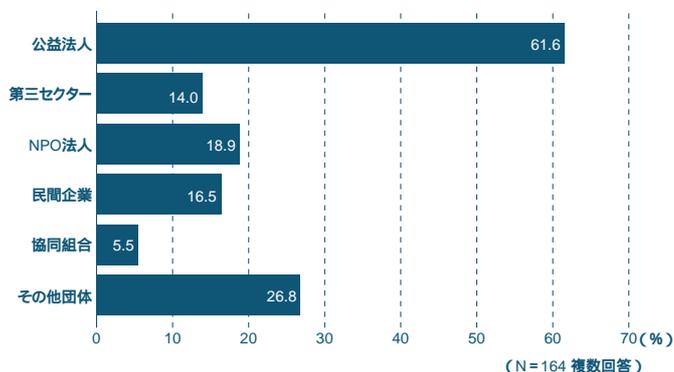
指定管理者制度を導入した自治体のうち、指定管理者として民間企業を指定

1 アンケート対象：47都道府県、東京23区、全国664市の行財政改革担当者
方法：郵送による配布・回収
期間：平成16年9月24日～平成16年10月8日
回収率：65.8%(回収数：483件)

資料1 指定管理者制度の導入状況



資料2 指定管理者として指定した団体の種類



した実績のある自治体は16.5%(27自治体)となっている(資料2参照)。1年前は民間企業がゼロであったことを考えると、この数値が高いのか低いのか判断は難しいが、指定管理者として公益法人²を指定した実績のある自治体が61.6%(101自治体)³となっていることを考えると、相対的には民間活用はまだ進んでいないと言えそうである。また、従前の管理受託者(公益法人など)を引き続き指定管理者として指定したことがあるとした自治体は全体の4割となっており、公募を行わずに指定管理者を選定したことがあるとした自治体も全体の4割を超えている。今後についても、指定管理者の選定は必ずしも公募によらないとする自治体が全体の5割となっていることなどから、公募を行わずに従前の管理受託者を指定管理者とするケースは多くなると考えられる。

このほか、指定管理者制度を既に導入した施設としては福祉施設(44.0%)が最も多く、指定管理者制度を今後積極的に活用していきたい施設ではスポーツ施設(79.5%)を挙げる自治体が多くなっている。民間が同種のサービスを提供していることから、制度導入による効果が分かりやすく、受け皿となる民間企業が多い施設についてニーズが強く

なっている。

今後の課題

指定管理者の指定が従前の公益法人を中心として進んでいる背景には、自治体における外郭団体の雇用に対する配慮、民間企業が自治体の個人情報を取扱うことに対する不安、業務の連続性に対する配慮などがある。

制度の導入対象となっている公の施設を管理する外郭団体の多くは、かつての「公共部門の効率化」といった取り組みのもと自治体が設立に深く関与し、これまでも運営に積極的に関わってきている。そのため、自治体にとっても、「新しい制度ができたからといって即廃止というわけにはいかない。」といった事情を抱えている。そこには、外郭団体職員の雇用問題といった大きな課題が待ち構えている。また、民間企業が自治体の個人情報を取り扱うことを不安視する意見もある。さらに、福祉施設の担当者からは、途中で施設管理者が変わり、運営方法などが変更されることによる入所者への影響を不安視する意見が聞かれる。そのため、業務運営の連続性が重視される公の施設においては公募をせずに指定管理者を選定している自治体も見

られる。

一方、新たに市場に参入する側の民間企業にとっては、指定管理者の選定過程に対する不安がある。民間企業が指定管理者の公募に時間と費用をかけて参加するためには、最低限、指定管理者の選定手続きにおける公正性及び透明性が確保され、さらに、それを担保するための選定過程に関する情報公開が必要である。

これらの諸課題を乗り越えて、指定管理者制度の導入によって民間ノウハウの活用がどの程度進むのかは、これからの指定手続きの結果を待つことになるが、少なくとも現段階において外郭団体の危機感は大きなものとなっている。今後、外郭団体は民間企業と同じ土俵の上で競争をしていくことが求められることから、経営効率化に向けた取り組みを始める団体も見られ、官製市場全体の効率化がさらに一歩進もうとしている。



1966年生まれ。1990年早稲田大学商学部卒業。同年、株式会社富士総合研究所入社。同社の会社合併により現在に至る。PFIや指定管理者などの自治体側アドバイザー業務を担当。

2 財団法人・社団法人、社会福祉法人、医療法人など。

3 公益法人等の比率が6割となっているのは、新設した公の施設を含むこと(指定を行った自治体のうちの44.0%が新設のみとなっている)指定した施設数が少数であることなどが影響していると考えられる。今後、既存の公の施設に対しても指定管理者制度が導入された場合、施設ベースでみた公益法人等の比率は高まると考えられる。